◆NPO法人と選挙について

■立候補について

特定非営利活動促進法では、NPO法人(特定非営利活動法人)の役員(理事や監事)が地方選挙や国政選挙に**立候補することについて、特に制限はありません。**

また、落選した場合には一般市民に戻るため、立候補の段階では、役員を辞任する必要もありません。

■選挙応援について

的とするものでないこと

個人が立候補者の応援をすることは特に制限がありませんが、特定非営利活動法人(団体)として応援することについては制限があります。

- ◆特定非営利活動促進法第2条第2項第二号ハに抵触するおそれがあり、法人の運営上支障をきたすことがあるため、**選挙の応援をすることは望ましく**ありません。
 - 等特定非営利活動促進法第2条第2項第二号ハ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目
- ◆また、個人で応援をする場合にも個人の肩書きに「NPO法人○○役員△ △」と明記することは、法人が応援していると誤解を受ける場合があるため、望ましくありません。

■当選したら

特定非営利活動促進法上は辞任する必要はありません。

ただし、例えばその当選者が大臣や政務官になった場合、大臣規範があるため、場合によっては辞任の必要があります。また、地方自治法では、自治体の首長や議員になった場合、法人が自治体と請負の関係になることができませんので、その場合は理事を辞さねばなりません。